

## Tax Analysis

### 中国

デロイトトーマツ税理士法人

2019年7月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 永久債:「株式」か「債券」か

2019年4月25日、中国の財政部と国家税務総局が「永久債の企業所得税政策に関する問題についての公告」(財政部・国家税務総局公告2019年第64号:以下「64号公告」<sup>1)</sup>)を公布し、永久債に関する企業所得税上の取扱いを初めて明確化した。64号公告の規定により、企業が国内の関連監督管理機関による許可を得て(又は国内の関連機関での登録・届出を経て)発行した永久債に係る利子は企業所得税上、原則として株の配当金とみなされる。しかし、一定の条件を満たした場合には、債券の利子として処理することができる。また、永久債の利子とした場合の税務処理は、発行体と投資家の間で一致しなければならない。なお、64号公告は2019年1月1日より施行される。

#### 1. 公告の背景

永久債とは、満期償還の規定がなく、発行体が一定期間後に行使できる償還(期限延長)選択権を保有する債券を指し、資本市場における一般的な金融商品の一つである。永久債は通常、株主資本と負債の両方の特徴を有することから、ハイブリッド投資商品の一種と認識されている。そのため、会計及び税務の取扱い上、永久債を持分資本投資又は債権投資のいずれとして認識すべきかという点が、理論上及び実務上の問題の一つとされていた。

2013年に中国初の償還期限延長選択権付企業債が発行されて以来、中国では永久債の試験導入に関する模索と検討が続けられてきた。2019年1月、中国銀行(BoC)が銀行間債券市場において、中国初の永久債を発行した。これを受け、商業銀行においても、永久債発行の意欲が高まっていることから、今後の中国国内における永久債市場は更に発展が見込まれている。中国永久債市場の拡大に伴い、国内の監督管理制度及び枠組みの構築と規範化が進んでいる。その一例として、会計監督管理の面においては、「企業会計準則第22号—金融商品の認識及び測定」・「企業会計準則第37号—金融商品の表示」などの会計基準規定、また、2019年1

月には財政部から「永久債に関する会計処理についての規定」の公布といった、「永久債は会計仕訳上、持分金融商品と金融負債のどちらに該当するか」の判断基準となる詳細な規定が挙げられる。今回公布された64号公告は、永久債の企業所得税上の取扱いに関する政策の不明瞭な点を埋めるものであると同時に、「永久債の利子は企業所得税上、株の配当金として処理すべきか、債券の利子として処理すべきか」という、実務において論争が起こりうる事項を解決するものである。

#### 2. 公告の内容

##### (1) 適用範囲

64号公告の適用対象である永久債は、国家発展改革委員会・中国人民銀行・中国銀行保険監督管理委員会・中国証券監督管理委員会の許可を得て、あるいは中国銀行間市場交易商協会での登録と中国証券監督管理委員会により授権された証券自律組織での届出を経て、法定手続きに基づき発行された償還(期限延長)選択権付きあるいは償還期限のない債券であり、償還期限延長選択権付企業債、償還期限延長選択権付公司債、永久債務融資商品(永久債務手形を含む)、無固定期限の資本性債券などが含まれる。

##### (2) 基本ルール

永久債の利子所得は性質上、株の配当金に該当し、株の配当金に関する現行の企業所得税政策に基づき処理する。

永久債の発行体と投資家が両者とも中国居住者企業である場合における、永久債の利子所得は、「中国居住者企業間の配当金所得に対する企業所得税免税規定」を適用可能である。発行体は支払った永久債利子について、企業所得税上、損金算入ができない。

1 [64号公告全文](#)(中華人民共和国財政部ウェブサイト(中国語))

### (3) もう一つの選択肢

1つの永久債が下記9つの条件のうち、5つあるいは5つ以上を満たした場合、その永久債の利子については、企業所得税上、債券の利子として処理を選択することができる。その場合、発行体が支払った永久債利子は、企業所得税上、損金算入が認められる。一方、投資家は、取得した永久債利子について、法に従った納税義務を履行しなければならない。

- ① 投資先企業は当該投資に対して、元本の償還義務を負う
- ② 利率と利払の頻度について、明確に約定されている
- ③ 一定の投資期限が設けられている
- ④ 投資家は投資先企業の純資産に対して、所有権を有しない
- ⑤ 投資家は投資先企業の日常生産経営活動に関与しない
- ⑥ 投資先企業は当該投資を買い戻すことができるか、特定の条件を満たした場合には買い戻すことができる
- ⑦ 投資先企業は当該投資を負債に計上する
- ⑧ 投資家は当該投資について、投資先企業の株主と同等の経営リスクを負わない
- ⑨ 当該投資の弁済優先順位は、投資先企業の株主が保有する株式を上回る

### (4) その他の要求

- 企業は、永久債の発行に当たって、証券取引所や銀行間債券市場などの発行市場における発行文書上、当該永久債に適用する税務処理方法を開示しなければならない
- 発行体は永久債の税務処理方法を決定した後、その方法を変更することはできない
- 発行体と投資家が永久債に対して、会計処理と異なる税務処理を行った場合、上述の政策規定に基づき納税調整を行わなければならない

## 3. デロイトのコメント

### (1) 税務処理の選択

64号公告により、条件に合致した永久債の利子に対する税務処理について、「株の配当金」と「債券の利子」から選択できるようになった。ただし、永久債の利子に対する税務処理は、発行体と投資家の間で一致しなければならない。したがって、「株の配当金」として処理する場合、投資家は「中国居住者企業間の配当金所得に対する企業所得税免税規定」を適用できるが、発行体は支払った永久債利子について、企業所得税上、損金算入することができない。一方、「債券の利子」として処理する場合、発行体は支払った永久債利子について、企業所得税上の損金算入が認められるが、投資家は取得した永久債利子について、配当金向けの免税規定が適用できないため、法に従って納税義務を履行しなければならない。

64号公告における「発行体は、永久債の発行文書上、当該永久債に適用する税務処理方法を開示しなければならない」という要求から、永久債に適用する税務処理の選択における主導権は発行体にあり、投資家は永久債の発行文書を通じて税務処理を把握するため、税務処理の選択において受動的である。また、「発行体が永久債の税務処理方法を決定した後、その方法を変更することはできない」という規定から、発行体による税務処理の適用の選択は、投資家への影響が生じると考える。したがって、投資家は投資前に、投資予定の永久債に適用される税務処理を発行文書を通じて確認し、その税務処理に伴う影響について十分に考慮する必要がある。一方、永久債の発行体は、永久債利子の税務処理を選択(選択が可能な場合)する際に、税務処理の適用の選択が与える投資家への影響を含めて総合的に考慮した上で、適切な意思決定を行う必要がある。

### (2) 会計処理と税務処理の差異

これまでの実務においては、「永久債に対する会計上の仕訳方法を参照した上で、その利子の税務処理を行うべきである。つまり会計上、永久債が持分金融商品として仕訳がなされる場合には、その利子は税務上、株の配当金として処理されるべきであり、会計上、永久債を金融負債として仕訳がなされる場合には、その利子は税務上、債券の利子として処理されるべきである」との見解が存在していたが、今回の64号公告では、その見解が採用されていない。つまり、64号公告の規定から、永久債に対する発行体と投資家との会計処理は、永久債の利子に対する企業所得税上の税務処理の決定要素ではないことが理解される。発行体が永久債を負債として仕訳する場合、この会計処理は「永久債の利子を債券の利子として税務処理を行うべきである」点の、決定要素となるのではなく、あくまでもその税務処理を選択適用するための前提条件のうちの一つに該当することにすぎないことを意味している。したがって、永久債の会計処理とその利子の税務処理との間に、差異が生じる可能性があることが想定される(例:「発行体が会計上、永久債を持分金融商品として仕訳を行い、その利子を損益計算書上、利子としての支出ではなく利益配当として処理する。その一方で、企業所得税上は、その永久債の利子に対して、債券の利子として損金算入する」との取扱いの整理も存在する可能性がある)。このような状況に鑑み、永久債の発行体と投資家は、永久債に対する会計処理と税務処理のルール、及び両者の差異を把握することで、企業所得税の課税所得額を計算する際の正確な納税調整を可能にする必要がある。

### (3) 関係事項の税務処理

64号公告では、永久債の利子に対する企業所得税上の税務処理が明確化されたが、永久債の発行・売買・償還の段階において関わる可能性がある企業所得税上の事項については言及されていない。ただし、64号公告の施策方針を踏まえると、永久債の利子を「株の配当金」として処理する場合には、永久債を企業所得税上の株式(持分)投資とみなした上で、それに関係する企業所得税事項は株式(持分)投資関係の現行規定が適用されるべきであると予想される。一方、永久債の利子を「債券の利子」として処理する場合には、永久債を企業所得税

上の債権性投資とみなした上で、それに関する企業所得税事項は債権性投資関係の現行規定が適用されるべきであると予想される。留意点として、持分投資と債権性投資の税務処理に見られる差異は、投資収益関係に限らず、資本市場において、「株式」と「債券」両方の性質を併せ持つ永久債の特徴により、実務の観点からより複雑な論争にまで発展する可能性があることが挙げられる(例:企業のM&Aの際に、永久債を対価として支払、かつその利子を株の配当金とした税務処理を行う場合に、当該対価は持分の支払としてみなされるか否か等の論争)。

また、64号公告に規定された永久債利子の税務処理は企業所得税上のものに限定されており、増値税上の処理については言及されていない。しかしながら、「株の配当金」か「債券の利子」かの判断は、永久債利子の増値税上の税務処理においても重要な要素であり、「株の配当金」である場合は、増値税を納付する必要はなく、「債券の利子」である場合は、6%税率に基づき増値税を納付する必要がある。64号公告に規定された企業所得税上における永久債利子の性質判断ルール(特に一定の条件を満たした場合の税務処理の適用選択ルール)を、増値税上も適用できるか否か、また、適用できない場合には増値税上の独自ルールがあるか否か、具体的にどんな内容であるか等については、法規面から実務面に及び、財政・税務関係の政府機関からの明確化が待たれる。

#### (4) その他のハイブリッド投資商品

資本市場における金融商品の多様化に伴い、永久債のような、株主資本と負債の特徴を併せ持つハイブリッド投資商品及びビジネスアレンジが増加している。64号公告では、企業が国内の関連監督管理機関による許可を得て(又は国内の関連機関での登録・届出を経て)発行した特定の債券(手形)が適用対象とされるものであり、64号公告の適用対象外であるハイブリッド投資商品及びビジネスアレンジの収益と投資資産に対する企業所得税上の性質判断については、ガイドラインとなる政策が限られているのが現状である。なお、国家税務総局が2013年に41号公告<sup>2</sup>を公布し、株主資本と負債の特徴を併せ持つハイブリッド投資商品について規定したが、「5つの条件を同時に満たしたハイブリッド投資商品を債権性投資として処理する」との内容に限られている。この5条件は64号公告に挙げられた9条件と類似するものであるが、複数の税務処理から選択する権利を関係主体に与えるような規定は、41号公告には存在しなかった。また、5条件を同時に満たしていない場合に、投資先企業と投資元企業がハイブリッド投資商品に関して適用すべき税務処理について、41号公告上は詳述されていなかった。上述の公告において挙げられた各条件は、文面から見て原則的な説明に限定されていることから、実務上、それらをどのように理解し適用すべきかについては、論争が生じる可能性がある。

#### 4. 結論

64号公告は永久債の企業所得税上の税務処理を明確化することで、その税務監督管理に必要な不可欠な法的根拠を提供するものであり、中国の資本市場における租税政策の整備に貢献するものである。しかしながら、永久債を含むハイブリッド投資商品の税務処理に関する考察、つまり「株主資本」と「負債」のどちらとして取り扱うかという論争は今後も継続することが予想される。関係する投資家は、ハイブリッド投資商品及びビジネスアレンジに関する税務上の法規と実務に留意すると同時に、ハイブリッド投資商品及びビジネスアレンジを利用する際には、税務上の考慮点と潜在的なリスクについて考察する上で、適切な対応策を講じることが推奨される。

2 41号公告全文(中国国家税務総局ウェブサイト(中国語))

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)  
シニアマネジャー 川島 智之 [tomkawashima@deloitte.com.cn](mailto:tomkawashima@deloitte.com.cn)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001